

商工共済ニュース

中小企業と地域振興をもっとサポート

小規模企業共済 制度の魅力とは

日本は世界に例を見ない中小企業大国といえます。なかでも「小規模企業者」が全企業の85%を占めるため、国も「小規模企業振興基本法」を制定して底上げに力を注いでいます。そんな中、小規模企業支援メニューの一つである「小規模企業共済制度」の商品力の高さと使い勝手の良さに注目が集まっています。そこで、制度を運営する中小機構の濱事業推進役兼共済事業推進部長に話を聞きました。

◇「小規模企業共済制度」は非常に歴史のある制度だとお聞きしました。

昭和40年に「小規模企業共済法」が制定され、この制度が創設されました。

小規模企業者の方が事業を廃止（廃業等）した場合や会社等の役員の方が退任など、第一線を退いた場合の生活の安定や事業の再建などを図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」ともいえるものです。

◇このところ、国も小規模企業者の底上げに力を注ぎつつあるようです。

平成26年に「小規模企業振興基本法」が制定され、小規模企業者の方にスポットが当たりはじめたといえるでしょう。

近年、中小企業者数は激減しています。1986年には536万社だったものが現在は380万社。ここ10年でも30万社減っています。加えて、60歳以上の経営者の方は約200万人と高齢化も進みつつあります。

このため創業率の引き上げと同時に、事業承継の円滑化を進めることが危急の課題となっています。

小規模企業者数は中小企業全体の85%（325万社）、従業員数でも23.5%（1127万人）を占めていることから、小規模企業者の底上げは日本経済浮上のための重要なポイントとなってきています。

このような状況から中小機構としては、小規模企業者の方々が安心して事業運営ができるよう、この共済制度の魅力を広くお知らせしていくことがとても重要なことだと考えており、今までの普及活動に加え、新しいコンセプトでの普及活動を展開したいと考えています。

一つ目は、「創業したら小規模共済」をキャッチとした創業者へのPR。

二つ目は、「還暦から始める小規模共済」をキャッチとした会社役員へのPR。

三つ目は、これまで加入者数が少なかった農業者等に向けてのPRです。

こうした活動により、従来にも増して「新規加入者の獲得」を図り、施策の幅広い普及に努めていきたいと考えています。

事業承継などの準備に有効な制度への改正

◇平成28年4月の主な改正についてご説明ください。

個人事業主が配偶者や子供に事業の全部を譲渡した場合、今までより多くの共済金が受け取れるようになりました（準共済金→A共済金）。これは円滑な事業承継を後押しし、高齢化が進む経営者に安心して引退していただくためのものです。

例えば、掛金月額が1万円の場合、従来であれば30年納付した場合の共済金の額は383万2740円でしたが、今回の法律改正により共済金の額は434万8000円となりました。掛金月額7万円の場合はこれが7倍になります。

65歳で役員を退任した場合もより多くの共済金が受け取れるようになりました（準共済金→B共済金）。従来、会社等の役員の方がB共済事由として取り扱われるのは、疾病、負傷、死亡による退任でしたが、今回の改正により、65歳以上の方が任意で退任した場合もB共済金の対象となりました。

準共済金の場合、契約期間にもよりますが、共済金の額は、ほぼ掛金相当額でしたので、非常に大きな改正が行われたこととなります。これらの資金は退職金や老後資金としてより有効に使っていただくと同時に、事業承継を円滑にするという意味合いもあります。



濱事業推進役兼
共済事業推進部長

最大のメリットは二つの税制優遇措置

◇税法上の優遇措置も売りのようですね。

二つの税制優遇措置を受けられます。これは非常に大きなメリットと言えます。

まず、一つ目のメリットは「掛金が全額所得控除となる」ことです。例えば、課税される所得金額が400万円の方が3万円を掛金とした場合、年間10万9500円の節税となります。

二つ目のメリットは「一括で共済金を受け取る場合には退職所得として取り扱われます（分割で受け取る場合には公的年金等の雑所得扱い）」。

加入期間が勤続年数扱いになりますので、早めに長く加入された方はその分退職所得の控除額が増えていくこととなります。

「全額所得控除」と「退職所得扱い」の二つが享受できるというわけです。

◇聞けば聞くほど小規模企業者にとって使い勝手のよい制度ですね。

そう思います。商品力の高さには自信があります。

加入者からは「当初は節税になるのが魅力だと考えていましたが、相続税の準備として有効」という声も聞きます。また経営者を支える「お守り」のようなものととらえている方もいるようです。

高い商品力に加えて公的機関が行う共済制度という信頼感がこれらの声に現れているのではないのでしょうか。

一人でも多くの小規模企業者の方にこの制度を利用していただきたいと思っています。

中小機構
から

新たな切り口による加入促進のご提案

～小規模企業経営者に対するご提案にお役立てください～

創業したら小規模共済!!

創業者のためのセーフティネット

- ◆「経営者の退職金制度」 ◆「万一の時の備え」
 - 豊かな老後のための準備
 - 共済金等の受給権(掛金)は差押禁止
- ◆国が定めた制度で「安心・確実」
 - 法律(小規模企業共済法)に基づく共済制度
 - 国が全額出資する(国)中小機構が運営
- ◆掛金は、「月額1,000円から」
 - 500円割みで上限は月額7万円(年間84万円)
 - いつでも、「増額」や「減額」ができます
- ◆とにかく「大きな節税」
 - 掛金は、全額「所得控除」
 - 掛金全額所得控除による節税額 …… 節税額 109,500円!
 - 課税所得400万円 …… 税額 785,300円
 - 掛金月額3万円(年間36万円) …… 加入後税額 675,800円
 - 受取る時(共済金)は、「退職所得扱い」(一括受取)又は「公的年金等の雑所得扱い」(分割受取)
- ◆加入期間が長いほど有利…「早め」に加入
 - 加入年数が勤続年数扱い
- ◆加入後は従業員数が増えても継続可(通算手続き時を除く)
 - 「資格があるうちに」

さあ、迷わずにお申込みを!

加入できるのは、勤続年数が3年以上(20人以下)の「役員等」(役員等を除く)の役員、専業主婦(専業主夫)の専業主婦(専業主夫)及び専業主婦(専業主夫)の方です。詳しくは制度のパンフレットをご覧ください。

加入のお申込み先

- 商工会
- 商工会議所
- 中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会
- 金融機関の本店

〈創業者へのアプローチ〉

「創業したら小規模共済」をキャッチとしたアプローチのすすめ

国は、創業率を欧米並みの10%に引き上げる目標を掲げていることから、創業を目指す若しくは創業間もない経営者に対し、小規模企業共済が創業に関しての一つの重要アイテムだということを紹介

〈会社経営者へのアプローチ〉

「還暦から始める小規模企業共済」をキャッチとしたアプローチのすすめ

会社の役員の方が、安心して後任に事業を譲れるように還暦からでも加入できることを強調(法改正により65歳以上で任意退任した場合でも共済金が支給されるようになりました)

小規模企業の「会社役員」のみならず、還暦から始める小規模共済!!

経営者の退職金制度

法改正により平成28年4月1日から、会社役員の方は、**任意退任(65歳以上)でも有利な共済金**を受け取れるようになりました!

- ▶ 国が定めた制度で「安心・確実」
 - 法律(小規模企業共済法)に基づく共済制度
 - 国が全額出資する(国)中小機構が運営
- ▶ 掛金は、「月額70,000円まで」(500円割みで月額1,000円～)
 - いつでも、「増額」や「減額」ができます
- ▶ とにかく「大きな節税」
 - 掛金は、全額「所得控除」
 - 掛金全額所得控除による節税額 …… 節税額 109,500円!
 - 課税所得400万円 …… 税額 785,300円
 - 掛金月額3万円(年間36万円) …… 加入後税額 675,800円
 - 受取る時(共済金)は、「退職所得扱い」(一括受取)又は「公的年金等の雑所得扱い」(分割受取)
- ▶ どんな時にいくらもらえるの?
 - 詳しくは裏面へ

加入できるのは、勤続年数が3年以上(20人以下)の「役員等」(役員等を除く)の役員、専業主婦(専業主夫)の専業主婦(専業主夫)及び専業主婦(専業主夫)の方です。詳しくは制度のパンフレットをご覧ください。

加入のお申込み先

- 商工会
- 商工会議所
- 中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会
- 金融機関の本店

ご存知ですか? 小規模企業共済制度

じつは、「専業農家の退職金」でもあるのです。

- ◆国が定めた制度で「安心・確実」
 - 法律(小規模企業共済法)に基づく共済制度
 - 国が全額出資する(国)中小機構が運営
- ◆掛金は、「月額1,000円から」
 - 500円割みで上限は月額7万円(年間84万円)
 - いつでも、「増額」や「減額」ができます
- ◆とにかく「大きな節税」
 - 掛金は、全額「所得控除」
 - 掛金全額所得控除による節税額 …… 節税額 109,500円!
 - 課税所得400万円 …… 税額 785,300円
 - 掛金月額3万円(年間36万円) …… 加入後税額 675,800円
 - 受取る時(共済金)は、「退職所得扱い」(一括受取)又は「公的年金等の雑所得扱い」(分割受取)
- ◆どんな方が加入できるの?
 - 農林漁業・製造業・建設業・運送業・旅館業・飲食業など
 - 従業員が20人以下の企業の個人事業主(共同経営者含む)、会社等の役員
 - 専業農業者の方加入資格がない方も申し込めますので、詳しくは共済事業推進部にお問い合わせください。
- ◆どんな時にいくらもらえるの?
 - 詳しくは裏面へ

加入のお申込み先

- JA (一部お取り扱いしていないJAがございます)
- 商工会
- 商工会議所
- 中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 金融機関の本店
- 中央企業団体中央会、中小企業の組合 など

制度の詳細は、制度のしおり、ホームページをご覧ください。

小規模企業共済 検索

中小機構 www.smj.go.jp/kyosai TEL:03-5471-7171(共済相談課)

〈農業者へのアプローチ〉

農業者に対する積極的なアプローチのすすめ

日本全体の活力を上げるため、地域に密着した産業である農業者に小規模企業共済の魅力を伝える

上記チラシのほか、共済制度広報資料及びポスターの発送も承っております。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構

共済事業推進部 共済事業企画課 普及担当 TEL 03-5470-1690(直通)

FAX 03-5470-1542

小規模企業共済制度

～ゆとりある老後の生活のために～

小規模企業共済制度は、小規模企業経営者の現役引退後の生活資金リスクに備えるために、国が用意した制度です。将来、現役を引退した時に掛金に応じて法律に基づく共済金等を受け取ることができます。

共済掛金については、全額所得控除ができるため大きな節税効果があります。小規模企業共済制度は、サラリーマンなどが加入することができない小規模企業経営者のための制度です。今後、景気回復に伴う余波効果として経営者の皆さまからの問い合わせが増えるものと思われます。制度のメリットを以下に記載いたしますので、再度確認のうえ、お客さまへの提案にお役立てください。



ゆとりある老後にむけて ～年金だけで「ゆとりある老後生活」は可能か？～

公益財団法人生命保険文化センターが行った平成25年度「生活保障に関する調査」によると、夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考える老後の最低日常生活費は月額平均22万円、ゆとりある老後生活費は月額平均35万4千円となっています。ゆとりある生活を送るための使途は、「旅行やレジャー」がもっとも高く、以下「趣味や教養」「日常生活費の充実」と続きます。

一般的に自営業の方は、老後の生活資金として国民年金の老齢基礎部分があります。しかしながら、20歳～60歳まで保険料を満額払い込んでも、65歳から受取る老齢基礎年金額は、月額にすると約6万4千円（平成26年4月からの年金額は満額で772,800円）です。ゆとりある老後生活を送るためには、老齢基礎年金だけでは不可能なのは明白です。サラリーマンには厚生年金がありますが、自営業の方は加入できません。そのための補完的商品のひとつとして、小規模企業共済制度のご活用をおすすめします。

選択肢のひとつとして ～加入のメリット～

小規模企業共済は、掛金月額を千円～7万円まで500円きざみで自身で設定し、将来の自身の引退時（廃業や会社解散等）の老後生活資金等をあらかじめ準備する制度です。小規模企業共済では掛金月額、掛金納付期間、共済金請求（共済脱退）事由によって支給額が異なりますが、例えば月額3万円の掛金を15年間納付した場合、個人事業を廃業時には（10年分割受取なら）3か月ごとに15万8千円受け取れます。

さらに下表のとおり、掛金が全額所得控除できるという節税効果も見逃せませんし、一定の資格要件を満たせば、納付した掛金の範囲内で事業資金用の無担保・無保証人の貸付制度もあります。老後生活資金の準備のためのひとつの選択肢としてご提案されてはいかがでしょうか。

【小規模企業共済制度とその他の制度の比較】

	小規模企業共済	国民年金基金	確定拠出年金（個人型）
加入年齢制限	なし 小規模事業者であれば加入可	20歳以上60歳未満 国民年金に任意加入している場合 65歳未満まで可	20歳以上60歳未満 ※農業者年金の被保険者の方は 加入不可
掛金月額	1,000円～7万円（500円刻み）	選択した給付の型、加入口数、加入 時の年齢、性別によって決定	5,000円以上、1,000円単位
掛金上限 税制優遇措置	月7万円/年間84万円 全額所得控除	月6.8万円/年間81.6万円 ※所得控除の上限は合算	
加入後の増減額	いつでも可	1口目を減口することは不可	年1回のみ可
解約可否	可	不可	不可
受取時期	廃業・役員退任等に請求 年齢による制限なし	60 or 65歳から	60 or 65歳から ※70歳までに請求
受取方法 税制優遇措置	一括 退職所得 分割 公的年金等雑所得	分割 公的年金等雑所得	一括 退職所得 分割 公的年金等雑所得
貸付制度	一般貸付：年1.5% 特別貸付：年0.9%		貸付制度なし
手数料等	なし	なし	加入時手数料 口座管理手数料 信託報酬 ※加入する機関によって変動

※簡単にまとめた表のため、全てを網羅していません。

「加入促進協力依頼文書」・「加入促進計画」・「強調月間実施要綱」の発送について

平成28年11月に開催された「加入促進協議会」にて承認された平成29年度の加入促進計画を「加入促進協力依頼文書」と同封して、1月下旬に関係機関、委託団体、代理店の皆様に発送させていただきました。つきましては、平成29年度におきましても両共済制度の加入促進及び制度の普及にご協力賜りますようお願いいたします。また、毎年10月から11月末まで実施している「全国加入促進強調月間実施要綱」のご案内も同封しておりますのでご確認ください。中小機構では平成29年度、新規加入の促進を重要な柱として制度の普及を積極的に取り組んで参ります。

〈ご協力のお願い〉

●貴機関発行の定期刊行物への広告掲載

PR用広告掲載画像等の電子媒体掲載場所：

〈小規模企業共済制度〉 <http://www.smrj.go.jp/skyosai/partner/>

〈経営セーフティ共済〉 <http://www.smrj.go.jp/kyosai/partner/>

中小機構HPトップページ→「共済制度」→左側メニュー一覧「(各制度)委託機関の方」→「制度改正資料」・「広告データ」ページ内にPR用広告掲載画像などを掲載しております。

●貴機関ホームページに共済制度もしくは当機構のURL・バナーをリンク先として貼付していただきますようお願いいたします。

リンク先URL (共済)： <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

リンク先URL (機構)： <http://www.smrj.go.jp/>

バナー：<http://www.smrj.go.jp/kikou/info/030869.html>

バナーの掲載場所：中小機構HPトップページ画面上、「機構について」→左側メニュー一覧「情報提供活動」→画面一番下「バナーについて」→各種バナーをご自由にお使いください。なお、ご希望がございましたら、別のサイズも作成可能でございますので、送付状連絡先にご相談ください。

平成29年度 特別運動地域のお知らせ

加入促進運動の一環として、特定の都道府県を年度ごとに選び、関係機関、委託機関のご協力のもと『モデル都道府県運動』を実施しています。

平成29年度においては、以下の都道府県において小規模企業共済制度を広く普及するとともに、集中的に加入促進を実施します。以下の一覧に該当する地域の委託機関の皆様におかれましては、積極的な制度推進にご協力をお願いいたします。

平成29年度 小規模企業共済制度モデル都道府県運動

実施地域：宮城県・茨城県・三重県・兵庫県・鳥取県・高知県・熊本県

「モデル(団体・代理店)及び加入推進(団体・代理店)のご案内」について

平成29年度も委託機関の皆様により両共済制度の加入促進を積極的に実施していただくため、「モデル(団体・代理店)及び加入推進(団体・代理店)のご案内」を送付しました。

積極的に制度を推進していただける委託機関、1人でも多くの方々へ制度をPRしたいとお考えの委託機関など、数多くの委託機関の皆様からのエントリーをお待ちしておりますので、内容をご確認のうえ、期限までには是非エントリーいただきますようお願いいたします。

なお、エントリーの締め切りは7月31日(消印有効)です。

小規模企業共済

契約申込書記入時の留意事項

記入の際は特にココにご注意を！ (小規模企業共済契約申込書)



契約申込書は中小機構へ直接ご送付できません。書類の流れをご確認のうえ、お手続きください。

7 「業種」の記載モレにご注意を！
「食料品卸」「飲食店」「衣服製造」「内装工事」「コンビニ」等、具体的な事業内容をご記入ください。
複数の事業を行っている場合は主たる事業をご記入ください。
【下方の記入例をご参考！】

10 「事業上の地位」の○付けを忘れがちです。ご注意ください。

8 「常時使用する従業員数」とは、「家族従業員やパート等の臨時雇い」は含まない、正社員数をご記入ください。
また、複数の営業所、工場等を有する場合や複数の業種を兼営している場合は企業全体の人数です。
従業員がいない場合は、空欄ではなく、必ず「0」(ゼロ)とご記入ください。

9 「開業年月」の記載モレにご注意を！
ご自身が現在の立場になった年月をご記入ください。
・個人事業主＝開業届に記入した年月
・法人役員＝登記上の役員就任年月
・共同経営者＝共同経営契約書の日付(共同経営者としての報酬を受け取る前は加入できません)

11 法人役員の場合は「**会社名**」を忘れずにご記入ください(個人事業主又は共同経営者の場合は「**屋号**」)。
会社所在地の記入モレも少なくありません(個人事業主＝事業所所在地/共同経営者＝事業主自宅住所)。

送不可
共同経営者の地位で申込みされる方は、共同経営者の地位で記入してください。
共同経営者の方は事業主に依頼してください。

7 業種	＜「美容室」や「金型製造」など具体的にご記入ください＞	
10 事業上の地位	(1)個人事業主 (2)株式会社の役員 (3)有限会社の役員 (4)合資会社の社員* (5)合名会社の社員* (6)個人事業主の共同経営者	
11 事業主または会社等の住所	郵便番号	フリガナ
12 屋号または社名	フリガナ	漢字
14 現金なし	初回から口座振替で納付する場合 (初回口座振替は原則、申込月の2か月後になります。加入審査状況によっては、初回の振替が遅れる場合があります。)	現金あり
15 掛金月額	掛金月額	掛金払込方法
17 掛金払込区分	①毎月払い	②半年払い
18 前納分	初回口座振替分(月払いの場合、原則3か月分)の他に、さらに掛金月額× <input type="text"/> か月分の加算を希望します。	①現金あり ②現金なし

14 19 必ずどちらか一方のみにご記入ください。

18 毎月払いの方が初回口座振替分(原則3か月分)の他に前納を希望する場合にご記入ください。なお、半年払い・年払いの方も、初回口座振替分(6か月分または12か月分)の他に前納をご希望される場合はご記入いただけます。

7 業種記入例

従業員数による加入要件	業種分類	業種記入例(7業種欄には、加入申込者の事業内容を具体的に記入してください。)
常時使用する従業員数5人以下が加入対象となる業種	卸売業 小売業 サービス業	農畜産物卸売、食料卸売、建築材料卸売、医薬品卸売 衣服小売、酒小売、ガソリンスタンド、スーパー、コンビニ 飲食店、理容・美容室、エステサロン、弁護士、税理士、個人医院、整体院、学習塾、自転車修理
常時使用する従業員数20人以下が加入対象となる業種	農林水産業 鉱業・採石業 建設業 製造業 運輸・通信業 サービス業 その他	米作農業、果樹作農業、酪農、養豚、造園、植林、養殖 採掘、採石、砂・砂利・玉石採取 一般土木建築、造園工事、舗装工事、内装工事、電気設備工事、通信設備工事 水産加工業、食料品製造、製紙、衣服製造、木材・木製品製造、家具製造、電子部品製造 個人タクシー、道路貨物運送 クリーニング、自動車修理、オートバイ修理、旅館、民宿、スポーツクラブ 損保代理店、質屋、不動産賃貸・管理業

※2つ以上の事業を行っている場合は、主たる事業をご記入ください。

「契約申込書」の6頁にもくわしい「記入方法」がございます。必ずご覧の上ご記入ください。

・「契約申込書」の記入をご予定のお客様にコピーをお渡し戴くか、内容チェックの際にお役立てください(機構HPにもございます)。

経営セーフティ共済

契約申込書記入時の留意事項

記入の際は特にココにご注意を！ (経営セーフティ共済契約申込書)

委託団体扱い：契約申込者→委託団体→機構
代理店扱い：契約申込者→取扱店→統轄店→機構 (金融機関)

中小企業倒産防止共済
契約申込書

独立行政法人 中小企業基盤整備機構理事長 殿
制度の内容を理解し共済契約を申し込みます。

共済契約者番号 (機構使用欄)

A欄 申込者記入欄

1-1 事業所の所在地 郵便番号 105-8453 東京 都道府県
3-5-1 虎ノ門37森ビル

1-2 登記上の住所 (法人のみ記入) 郵便番号 105-8453 東京 都道府県 港区虎ノ門
3-5-1

2 事業所の名称 フリガナ カブシキガイシャ ケイエイセーフティキョウサイ
漢字 株式会社 経営セーフティ共済

3 主たる業種
主たる事業内容を1つだけ具体的に記入してください。
(例)
小売業⇒衣服小売、ガソリンスタンド
建設業⇒一般土木建築、舗装工事
製造業⇒木材・木製品製造
食品製造、家具製造

4 代表者の氏名 (名) タロウ 太郎

5 生年月日 40年 12月

6 法人種別 (31) 合同会社 (32) 株式会社 (33) 有限会社

7 資本金または出資金 拾 億 百 拾 万 千 百 拾 円 8 従業員数
1 0 0 0 0 0 0 0 0

9 主たる業種の内容 金属製品製造業

10 掛金月額 必ずご記入ください。(金額は、5,000円単位です)
20年 5か月
拾 万 千 百 拾 円
0 5 0 0 0 0 0 0

11 現業種での納付方法 (1) 希望する (アカイを選択) 法

12 掛金前納申込 (前納方法を選択しご記入ください。)

13 国税滞り

14 決

15 初回預金口座振替時に前納を希望する場合
17 掛金納付額 (納付月分を含む) 0 1 2 か月分 1 2
※初回預金口座振替は原則2か月後になります。加入審査状況によっては、初回の振替時に前納を希望する場合があります。
18 振込による前納を希望する場合
19 掛金納付額 (納付月分を含む) 拾 万 千 百 拾 円
2 0 0 0 0 0 0 0 0

- 複写用紙のため黒のボールペンでそれぞれの枠に記入してください。
- 登記されているとおりの内容で記入してください。
- 法人格の略号は使用せずに記入してください。(例) (資) ⇒ 合資会社
- 漢字の略字は使用せずに記入してください。
- 実印は鮮明に押印してください。

9 主たる業種
主たる事業内容を1つだけ具体的に記入してください。
(例)
小売業⇒衣服小売、ガソリンスタンド
建設業⇒一般土木建築、舗装工事
製造業⇒木材・木製品製造
食品製造、家具製造

14 掛金月額
必ずご記入ください。
(金額は、5,000円単位です)

16 掛金前納申込
初回口座振替時に前納分を口座から引落したい場合

- ⑦に○をつけて1718に記入してください。
- 初回口座振替は申込月の2か月後です。(不備があると遅れることがあります)
- ご記入の月数以外に、申込月から初回振替月までの月数が別途加算されます。(例) 4月加入申込、1712か月18120万と記入した場合 6月に140万円が口座から引き落としになります。経過月分10万円×2か月(4・5月分)+当月(6月)分10万円+前納分110万円=140万円
- ※書類不備等で初回の口座振替時が3か月後になった場合は7月に150万円が口座から引き落としになります。

16 掛金前納申込
今月中に前納分を払い込みたい場合

- ⑩に○をつけて1920に記入してください。
- 申込みをした委託機関から振込口座の案内を受け、申込みした月内に振込みをしてください。
- 振込みの際には、申込人名または⑩104の口座名義人名のいずれかと同じ振込人名で振込手続きをしてください。
- 振込みの際の控えは、共済契約が締結になるまで大切に保存しておいてください。振込みでの前納は申込時のみです。次回以降は必ず⑩214前納申込書を提出してください。

※記入事項を訂正する場合は、二重線を引き訂正箇所を訂正印を押印してください(修正ペンなどは使用しないでください)。(例) 数字項目の訂正の場合

訂正印は、次の印をご使用ください。

- 契約申込書は実印
- 掛金預金口座振替申込書の契約申込者欄は実印
- 掛金預金口座振替申込書の指定預金口座欄は届出印

• 「契約申込書」の6頁に詳しい記入方法を記載しています。
• 5頁の「重要事項確認書兼反社会的勢力の排除に関する同意書」も記入してください。(チェック欄のチェックもお忘れなく)

小規模企業共済制度 ～改正から1年～

事業承継や円滑な事業廃止を促進するため、平成28年4月1日に小規模企業共済制度が改正されました。改正後の主な実績をご紹介します。

〈共済事由の見直し〉

これまでよりも多くの共済金を受け取れるようになりました

【個人事業主のお客様】【共同経営者のお客様】

- ・個人事業主のお客様が
配偶者やお子様に事業を全部譲渡した場合（準共済事由→A共済事由）
- ・個人事業主が配偶者やお子様に事業を全部譲渡したことに伴って、
その共同経営者のお客様が配偶者やお子様に事業（共同経営者の地位）を全部譲渡した場合（準共済事由→A共済事由）

H28年度 4月～12月	672件*
H27年度 4月～12月	154件
	前年同期比 436.4%

【会社等役員のお客様】

- ・会社等役員のお客様（老齢給付の要件を満たさない方）が65歳以上で役員を退任した場合（準共済事由→B共済事由）

H28年度 4月～12月	1,252件*
H27年度 4月～12月	543件
	前年同期比 230.6%

※H28年4月以降に上記事由により決裁した者

〈現金なしによる新規申込・掛金月額増額の増額〉

現金がなくてもお申込みができるようになりました

（ご希望により、これまでどおりお申込みの際に現金で納付することもできます）

H28年度 4月～12月	
契約件数（新規加入＋増額変更）	116,725件
うち申込金（現金）無しの契約件数	69,172件
申込金（現金）無しの割合	59.3%

お知らせ

小規模企業共済 個人事業主の方が「個人事業の廃止」を請求事由として共済金を請求される場合について

共済契約者またはご遺族の方から共済金等請求書の提示があった場合、共済金の請求に係る事務として共済金等請求書及び添付書類の確認をお願いしております。

このうち、複数の事業を営んでいる個人事業主の方が「個人事業の廃止」を請求事由として共済金を請求するためには、**全ての事業を廃止したことが条件**となりますので、添付書類（税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し）にてご確認くださいませよう願いたします。

なお、この中で、不動産賃貸業や農業等を兼業しており、それらを引き続き継続する場合で、その兼業する事業が『事業的規模』に至らないときは、基本的に「個人事業の廃止」として取り扱うことができます。

上記のような請求があったときは、当該引き続き**兼業する事業の規模**をご確認いただきますよう、願いたします。

平成28年度 都道府県別加入実績 (29年1月末現在)

	小規模企業共済			経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済)		
	平成28年度 加入目標件数(A)	4~1月 加入累計件数(B)	目標達成率 B/A (%)	平成28年度 加入目標件数(C)	4~1月 加入累計件数(D)	目標達成率 D/C (%)
北海道	3,230	4,684	145.0%	1,070	1,272	118.9%
小計(北海道本部)	3,230	4,684	145.0%	1,070	1,272	118.9%
青森	830	903	108.8%	220	189	85.9%
岩手	790	1,289	163.2%	220	313	142.3%
宮城	1,540	2,108	136.9%	400	671	167.8%
秋田	700	855	122.1%	210	184	87.6%
山形	880	1,861	211.5%	230	235	102.2%
福島	1,380	1,730	125.4%	410	656	160.0%
小計(東北本部)	6,120	8,746	142.9%	1,690	2,248	133.0%
茨城	1,730	1,911	110.5%	430	624	145.1%
栃木	1,370	1,471	107.4%	370	474	128.1%
群馬	1,450	1,405	96.9%	410	542	132.2%
埼玉	3,990	7,443	186.5%	1,160	1,978	170.5%
千葉	3,150	4,204	133.5%	870	1,252	143.9%
東京都	11,430	17,171	150.2%	3,420	7,173	209.7%
神奈川県	5,390	7,280	135.1%	1,110	2,121	191.1%
新潟	1,660	1,488	89.6%	530	497	93.8%
山梨	720	890	123.6%	250	212	84.8%
長野	1,590	2,115	133.0%	400	627	156.8%
静岡県	3,200	5,025	157.0%	880	1,074	122.0%
小計(関東本部)	35,680	50,403	141.3%	9,830	16,574	168.6%
富山	860	1,093	127.1%	380	354	93.2%
石川	970	1,259	129.8%	480	426	88.8%
福井	680	855	125.7%	310	331	106.8%
小計(北陸本部)	2,510	3,207	127.8%	1,170	1,111	95.0%
愛知	6,400	10,359	161.9%	1,380	2,596	188.1%
三重	1,470	1,955	133.0%	370	540	145.9%
岐阜	1,880	2,529	134.5%	430	561	130.5%
小計(中部本部)	9,750	14,843	152.2%	2,180	3,697	169.6%
滋賀	1,040	1,654	159.0%	460	522	113.5%
京都	2,170	2,636	121.5%	550	814	148.0%
大阪	6,710	10,854	161.8%	2,560	4,394	171.6%
兵庫	4,040	5,970	147.8%	1,020	2,082	204.1%
奈良	930	1,218	131.0%	180	250	138.9%
和歌山	860	1,140	132.6%	210	243	115.7%
小計(近畿本部)	15,750	23,472	149.0%	4,980	8,305	166.8%
鳥取	430	552	128.4%	110	132	120.0%
島根	550	648	117.8%	150	141	94.0%
岡山	1,370	1,964	143.4%	390	774	198.5%
広島	2,250	3,283	145.9%	710	1,167	164.4%
山口	1,030	1,393	135.2%	370	446	120.5%
小計(中国本部)	5,630	7,840	139.3%	1,730	2,660	153.8%
徳島	580	758	130.7%	170	231	135.9%
香川	740	983	132.8%	210	367	174.8%
愛媛	1,140	1,495	131.1%	300	542	180.7%
高知	580	668	115.2%	130	142	109.2%
小計(四国本部)	3,040	3,904	128.4%	810	1,282	158.3%
福岡	3,450	4,728	137.0%	920	1,925	209.2%
佐賀	570	699	122.6%	150	246	164.0%
長崎	950	1,021	107.5%	230	343	149.1%
熊本	1,400	1,894	135.3%	300	686	228.7%
大分	760	761	100.1%	220	310	140.9%
宮崎	840	1,083	128.9%	180	241	133.9%
鹿児島	1,250	1,582	126.6%	270	329	121.9%
沖縄	1,070	1,303	121.8%	270	451	167.0%
小計(九州本部)	10,290	13,071	127.0%	2,540	4,531	178.4%
合計	92,000	130,170	141.5%	26,000	41,680	160.3%

独立行政法人
中小企業基盤整備機構
 編集人
 発行所 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1
 TEL 050-5541-7171 (共済相談室)
<http://www.smrj.go.jp/>

中小企業ビジネス支援サイト **J-Net21**
<http://j-net21.smrj.go.jp>

年4回発行